

春日部市
市民参加と協働指針

令和6年3月
春日部市

目次

はじめに	1
I なぜ「市民参加と協働」が必要なのか	1
1 指針の目的	2
2 春日部市が目指す「市民参加と協働」	3
II 「市民参加と協働」ってどんなこと	4
1 「市民参加」と「協働」の定義	4
2 市民参加の方法	5
3 協働の方法	6
III 「市民参加と協働」はどうやって進めるのか	8
1 市民参加と協働の指針	8
2 市民参加と協働の指標	8
3 推進体制のイメージ	9
4 市民参加と協働を進めるための取組	10
IV 指針改定にあたって	11

はじめに

春日部市は、平成25年3月に「市民参加と協働の指針」を策定し、市民と市の機関がお互いのパートナーとして認め、さらなる暮らしやすい春日部市の実現に向けて、継続的な市民参加の体制と協働関係を築いてまいりました。

このたび、指針の策定から10年が経過したことを受け、市民参加と協働の推進状況の検証を行い、より分かりやすく、市民参加と協働のイメージを膨らませ、市民がまちづくりに参加してみようと思うきっかけとなるような指針へと見直しを行うことといたしました。

まちづくりに市民が参加する「市民参加」の体制と、市民と市の機関が協力して行動する「協働」の関係について定める指針の見直しを行うことで、さらなる市民参加と協働を推進します。

市民参加と協働を推進することで、第2次春日部市総合振興計画の基本構想において、まちづくりの理念として掲げる「市民が主役」「まちの魅力を創る」「共に未来にチャレンジする」を念頭に置き、住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちを築き、次の世代に引き継いでいくことを目指します。

【市民参加と協働に関するこれまでの歩み】

平成20年10月	春日部市市民参加推進条例	施行
平成22年4月	春日部市自治基本条例	施行
平成23年11月	春日部市市民活動センター	オープン
平成25年3月	春日部市市民参加と協働指針	策定
令和6年3月	春日部市市民参加と協働指針	改定

市民参加推進条例・自治基本条例の目的や定義、
また市民参加と協働の詳細については、
市公式ホームページをご覧ください。



I なぜ「市民参加と協働」が必要なの

1 指針の目的

指針策定後の10年間、全国的な人口減少・少子高齢化のさらなる進行や、人々の価値観・ライフスタイルの多様化に加え新型コロナウイルスの世界的な流行など、社会を取り巻く環境が大きく変化しており、地域における課題の増加や複雑化が懸念されています。

一方で、SNSの普及によりだれでもいつでもどこでも情報発信ができるようになったことで、個人をはじめ企業、社会人、学生、NPO※などによる地域貢献活動の輪が広がり、新たなつながりを形成できるようになりました。

こうした状況を踏まえ、これまで以上に多様な活動主体のつながりの創出を図るほか、SDGsの推進や個性を尊重する多様性豊かな社会づくりといった、社会の変化に応じた市民参加と協働によるまちづくりをより一層推進するため、これまでの指針を見直ししました。

まちづくりの主角は市民です

「まちづくり」とは、暮らしやすいまちをつくるために、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、自ら積極的に地域の課題解決を図っていくことです。また、「市民」とは、本市に住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体を指しています。

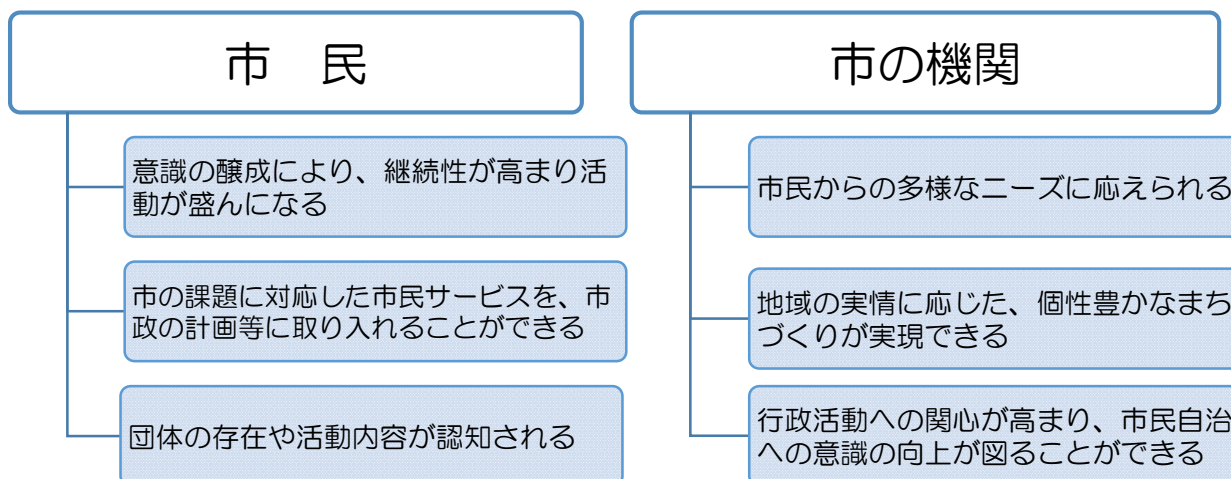
これまででも、春日部市のまちづくりは市民の方々の知恵や協力によって支えられてきました。

これからの社会においても、社会を取り巻く環境の変化に対応し、新たな課題に立ち向かっていくためには、市民の方々の力が必要です。

このまちに暮らす人、このまちで活動する人、皆さんが地域の課題を「自分のこと」として考え、ともに行動し、それぞれの地域の実情に応じた方法で暮らしやすいまちをつくっていきましょう。

※ NPO：公共的な利益の増進を図ることを目的として、組織的・継続的に活動する団体
(例：ボランティア団体、市民活動団体、自治会など)

市民参加と協働を進めることで、どんなことが実現されるのか



2 春日部市が目指す「市民参加と協働」

まちづくりの主役は市民です。

すべての市民が主体的にまちづくりについて考え、行動することで、だれもが笑顔で、いきいきと暮らしていけるまちづくりが実現します。そのために、未来を担う子どもたちが夢や希望をかなえられる都市として、持続・発展・躍進し続けるまちづくりを市民と市の機関が協働して進めます。

春日部市民の一人ひとりの「市民参加と協働」により、春日部市が目指すまちの将来像である「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を目指していきます。

まちづくりに興味や関心がある方はもちろんのこと、これまで地域のことにあまり関心が無かった方にも関心を持ってもらえるよう、積極的に働きかけていきます。

市民に対し、皆さんの一言がまちづくりを支えていること、そしてこれからのまちづくりにも皆さんの声が必要であり、皆さんの一言及び自らの行動が地域を変えていくことになると伝えていきます。

そして、市民参加と協働を進めるにあたっては、実際に活動をしている方と対話を重ねながら現状の市民参加と協働に関する課題や解決策について考え、ともに行動していきます。

市としまでも、市民参加と協働により市民の生活がどう変わったのか、どのような影響があったのか、課題は解決されたのかなど確認し検証を行ってまいります。そして、いきいきと暮らしていけるまちの実現のため、市民参加と協働を行う方達の想いに全力で応えてまいります。

つながる

・「人と人」「世代と世代」「地域と地域」のつながり、まちの整備を進めることで新たにつながる「まちとまち」、これからのつながりを大切に育み、明るい未来へとつながる様子を意味しています。

にぎわう

・まちの拠点である各駅周辺や商店街などに活気がある様子、市内外から多くの人々が訪れ、楽しそうにまちを行き交う様子、四季折々の景色の中を子どもたちが元気に走りまわる姿を意味しています。

すまいる

・だれもが「住んでみたい、住み続けたい」、春日部に「訪れたい、ずっと居たい」と思う魅力的なまちの姿と、多くの人々の「笑顔」があふれ、人もまちもすべてがきらきらと輝いている様子を意味しています。



Ⅱ 「市民参加と協働」ってどんなこと

1 「市民参加」と「協働」の定義

(1) 市民参加

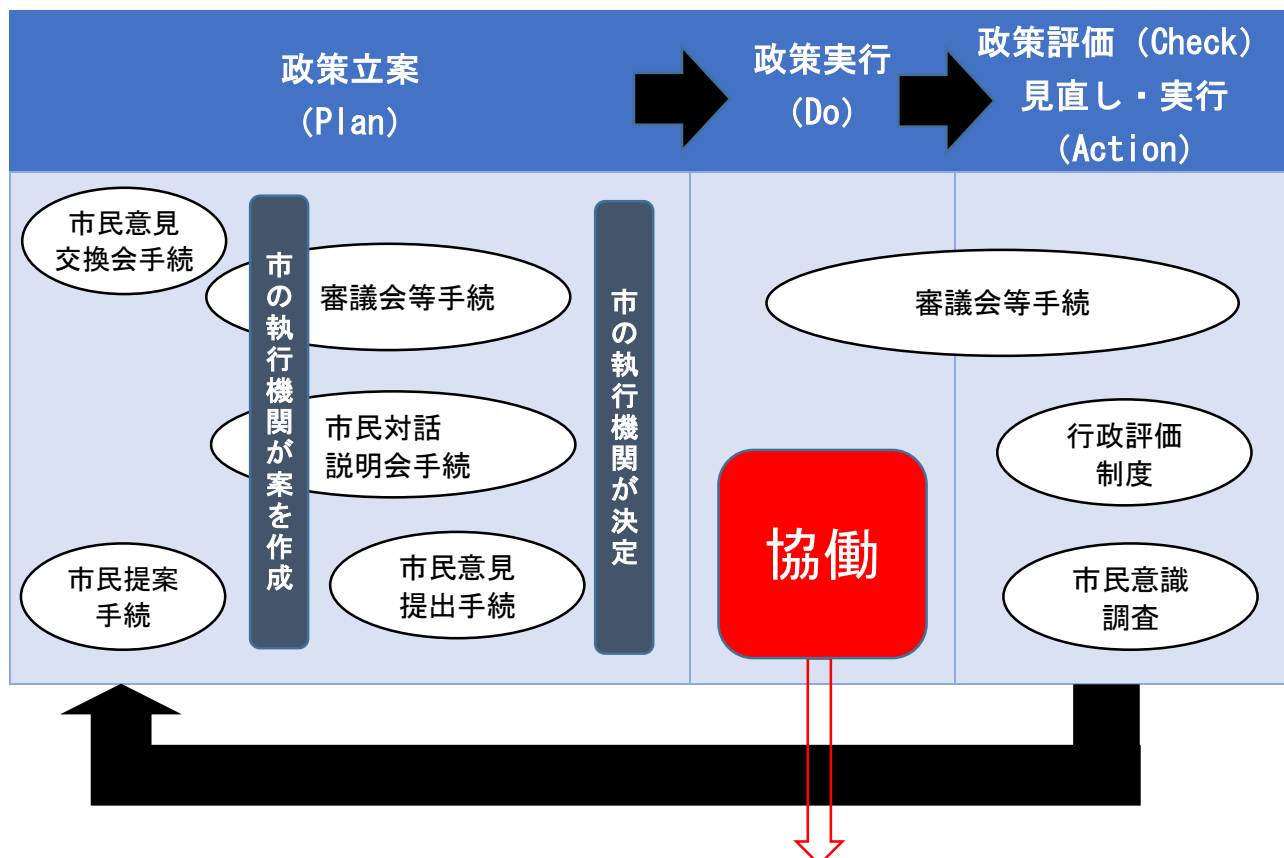
市民がまちづくりの主体として、さまざまな形で行政活動に自主的に参加することです。
行政活動の政策立案、政策実行、政策評価、見直し・実行の全て段階において積極的に市民の参加を図ります。

(2) 協働

市民個人をはじめ、地区や市民活動団体、学校、企業、市の機関など、まちづくりに関わるさまざまな人、組織同士がよりよいまちにするための共通の目的に向かって、お互い対等な立場でつながり協力していくことです。

「市民参加」例：ボランティアへの参加、地域のイベントに参加、自治会の行事に参加 など
「協働」例：実行委員会と市の共催事業 など

【PDCAサイクルにおける市民参加と協働】



Doの一部を「協働」の事業として位置づけ、市民参加推進条例の中では考え方のみ規定し、具体的な事項は規定していないため、指針の中で整理を行います。

2 市民参加の方法

「市民参加」には行政活動に関して意見を述べることに限らず、上記例のように行政が関わらない市民が主体となって取り組む活動がありますが、この指針における「市民参加」は、市民参加推進条例において規定している以下の方法を指しています。

各手続が実施される際、実施内容等の詳細は市公式ホームページ、広報紙、SNSなどで掲載するほか、各公共施設においても配架しています。

市民意見提出手続（パブリックコメント）

- ・市の政策の案を決める前にその案を事前に公表し、市民から意見を募り、市の政策に反映させるために実施する手続です。

審議会等手続

- ・市の機関が審議会や協議会などを設置し、政策等について市民の多様な意見や提言を求める手続です。

市民対話説明会手続

- ・政策の案について、多様な意見を導き出すため市民と市の機関あるいは市民同士が自由に議論や意見交換を行う手続です。

市民意見交換会手続（ワークショップ）

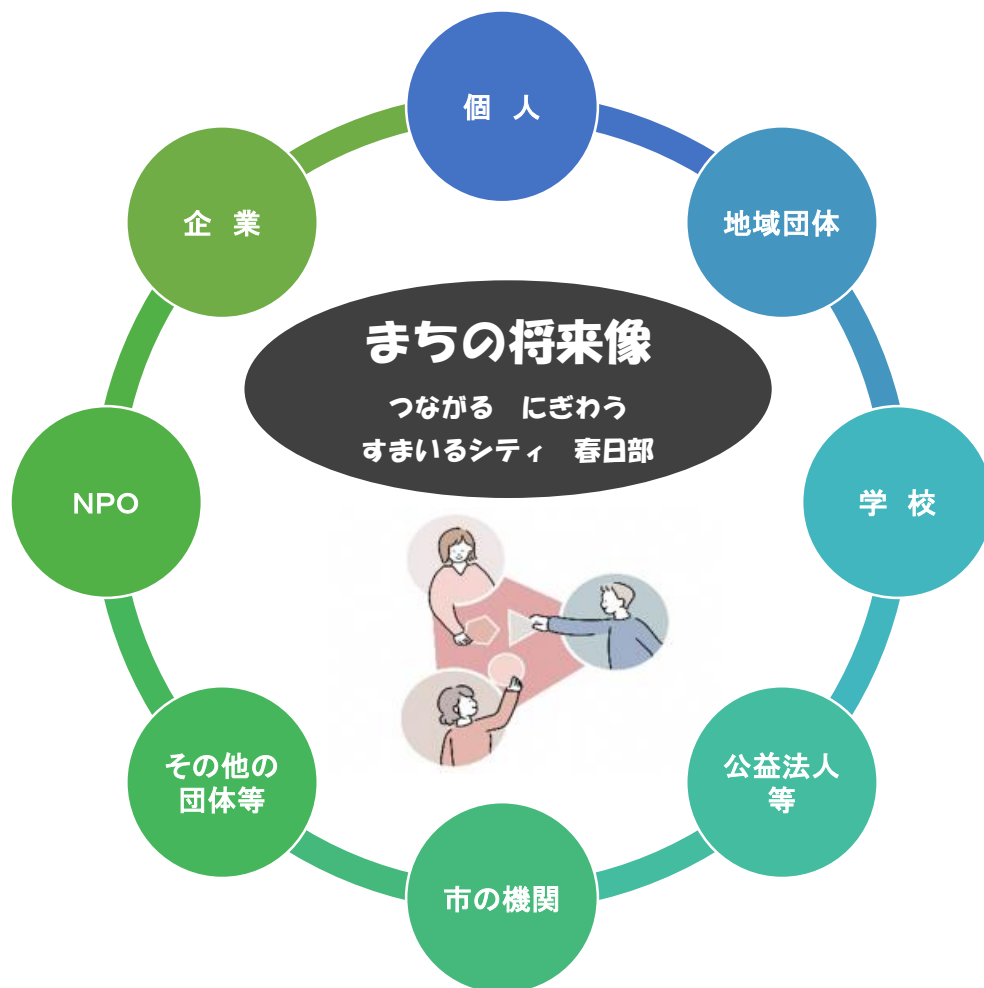
- ・市民と市の機関がまちづくりや計画策定という共通目標の達成に向け、課題や情報を共有し、お互いの立場や多様な意見を尊重・理解し合いながら意見を集約し、解決策や提案をまとめていくという、参加・体験型の手続です。

市民政策提案手続

- ・市民自らが政策について検討を行い、市の機関へ提案することができる手続です。
- ・市民からの政策提案を受け、市がその提案の内容を検討し、意思決定を行います。

3 協働の方法

(1) 協働のイメージ



このように、個人や地域団体をはじめ、まちづくりに関わるさまざまな主体の方々が、まちの将来像である「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向かって、お互い対等な立場でつながり協力していくことが協働です。

(2) 協働の基本原則

次の基本原則を基に、市民と市の機関が協働を進めていきます。

目的の共有

協働は目的を達成するための一つの手段です。
何のために協働するのか、最終的な目的を共有します。

対等性・自立性の尊重

対等な立場で協力し、お互いの特性が十分に発揮されるよう、対等性及び自立性を尊重します。

信頼関係の構築

よりよい協働関係を形成するため、お互いの立場や特性を理解し、信頼関係の構築に努めます。

役割・責任の明確化

共通する課題の解決に向けて、適切な役割分担を行い、役割に応じて責任を分担することを明確にします。

情報公開と透明性の確保

協働事業を円滑に進めるため、情報の共有及び公開を積極的に行い、透明性を確保します。

(3) 協働の形態

市の機関が中心となり市民が参加する形態から、市民が中心となり市の機関が支援する形態まで、協働の形態はさまざまです。市民と市の機関が協働する場合は、主に次のような形態で行われます。

形態	内容
委託 指定管理	専門的な知識や技術を必要とする業務を、市の機関からその専門性を有する団体等に依頼して行うもの（業務委託など） 公共施設等が果たす役割や機能をより高めるため、専門的な知識や技術を有する法人等に管理を委ねるもの
実行委員会 協議会	市民や市民団体と市の機関で新しい組織を作り、さまざまな担い手が主催者となって事業を行うもの（イベント実行委員会など）
共催	市民と市の機関がともに主催者となって、事業を行うもの（シンポジウムなど）
事業協力	市民と市の機関が一定期間継続的な関係で協力し、事業を行うもの（各種講習会など）
補助	特定の事業を育成・助長するために、公益上必要があると認めた場合に、相手方から対価を受けないで支出するもの（各種補助金など）
後援	市民が行う事業に、市の機関の名義を提供するなど、事業の社会的信頼性が増すよう支援をするもの（市民団体が主催する地域イベントなど）



Ⅲ 「市民参加と協働」はどうやって進めるの

1 市民参加と協働の指針

「市民参加と協働」は、春日部市が目指すまちの将来像である「つながる にぎわう すまいる シティ 春日部」を実現するために必要不可欠です。

本指針の改定が市民参加を促す一つのきっかけとなり、まちづくりに参加する意識を醸成し春日部をより暮らしやすいまちにしたいという市民の思いが活動へとつながるよう、本指針の周知を図りながら「市民参加と協働」を推進していきます。

この指針は、市民参加と協働を進めていく中で、その成果を市民とともに検証しながら、指針の目的、春日部市が目指す「市民参加と協働」及び指標などの見直しを行っていきます。

2 市民参加と協働の指標

「市民参加と協働」を着実に推進するため、協働事業の評価・検証を行いながら、その成果や改善点等を検討し、次の活動に生かしていきます。

今回の指針の見直しにおいては、令和5年度からスタートした第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）施策3-1-1「市民参加と協働の推進」において定められている2つの成果指標の目標の達成に向け、「市民参加と協働」を推進していきます。

指標の推進状況については、各指標の実績の内訳を明確にし、こういった課題があるのか、そして、その課題をどうやって解決していくのか等、市民とともに協議を重ねながら達成に向けて取り組んでまいります。

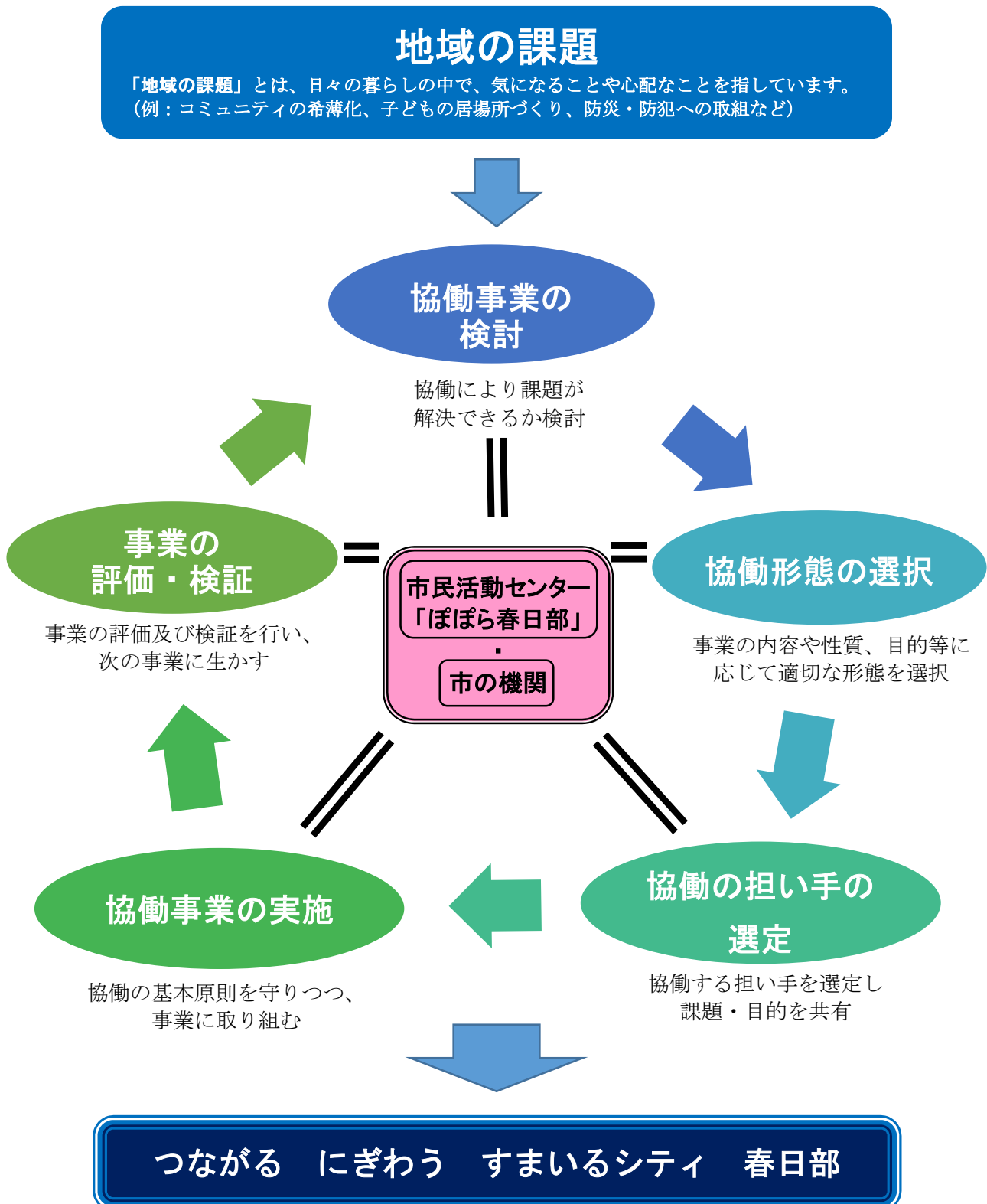
成果指標	現状値（R4）	目標値（R9）
市民参加手続による 市政への参画率	90%	100%
NPOと協働で行われた 事業数	89件	149件



3 推進体制のイメージ

下記の図は、地域の課題をまちづくりに関わる主体同士で協働し取り組んでいくイメージを図にしたものです。

自分たちだけでは協働の担い手を探すことが難しい、また協働の担い手を見つけたものの具体的にどうやって課題に取り組んでいったらいいか分からない、といった場合、春日部市民活動センター「ぼぼら春日部」に相談してください。ぼぼら春日部では市民活動団体の情報を得られるほか、専門家による相談事業や協働に関するコーディネーターへの相談なども行っています。



4 市民参加と協働を進めるための取組

市民活動センター ぽぽら春日部の活用

- ・市民活動を行う市民及び団体同士が交流し情報交換の場を設け、つながりが広がるように取り組みます。

情報共有の推進

- ・市のホームページ、広報、SNS、市民活動センターなどさまざまな情報提供手段を活用し、市民参加や協働に関する情報を提供していきます。
- ・実際に市民参加や協働を行った方の体験談や感想など、市民参加と協働の取組事例を市民に向けて公表し、これまで関心が無かった人にも関心を持ってもらうよう取り組みます。

行政活動を知る仕組みの構築

- ・行政活動について市民の理解が深まることにより、協働の仕方を検討する際の判断材料になります。このため、市民が行政活動の内容やルールを知る仕組みを構築していきます。

協働しやすい環境づくりの推進

- ・ワークショップなどの開催を通じて、市民や団体が地域の課題解決に向けて発言しやすい機会を増やします。

まちづくり意識の啓発

- ・市民及び団体がまちづくりへの参加意識を高めるための講座や、協働の担い手となる市民が育つための研修会、交流会などを開催します。

地域のコーディネーターの育成

- ・市民や団体から市民参加と協働に関する相談を受けた場合に、アドバイスできるような地域のコーディネーターを育成します。

協働の推進体制の充実

- ・市の機関内における連携を強化するとともに、職員が協働について理解を深められるよう、研修等を通じて職員の意識啓発を図ります。

指針の見直し

- ・市民参加と協働指針を実態に見合った形としていくために、見直しに伴う市民との意見交換の場を設け、持続的に協議を行っていきます。



IV 指針改定にあたって

指針の改定にあたっては、これまで市民参加推進審議会やワークショップにおいて市民の方をはじめ、さまざまな主体の方々と意見交換をしながら進めてまいりました。

その中で、市民参加と協働について、まずは市民参加と協働の概念や理念及びその必要性を広め、市民の意識を変えていかななくてはいけない、市民参加と協働に関して市からの情報提供が少ない、市が市民の声を求めていることをもっと訴えていくべき、などさまざまなご意見をいただきました。

「市民参加と協働」という言葉から、難しいイメージを持たれることもあるかもしれませんが、より暮らしやすいまちにしたいと思うことが「市民参加と協働」の一步と言えます。

市民一人ひとりがまちづくりや地域の課題を解決するために活動し、同じ目的を持った方とつながりながら、お互いの強みを生かし足りない部分を補い合うことで、課題を解決できる可能性が高まります。

改定した指針に基づき、市民一人ひとりがそれぞれの特色と個性を生かしてつながり、協力をしながらより暮らしやすいまちをつくるために活動ができるよう、これからも市民の皆さんと歩んでいきます。



【策定経緯】

- 令和3年 7月：令和3年度 第1回市民参加推進審議会
現指針における課題について協議
- 令和4年 2月：令和3年度 第2回市民参加推進審議会
指針見直しの骨子案の検討
- 令和5年 1月：令和4年度 第1回市民参加推進審議会
指針見直しのスケジュールの確認
- 令和5年 9月：指針見直しのためのワークショップ（全2回）
第1回 市民参加と協働の必要性等について意見交換
第2回 改定指針（案）について意見交換
- 令和5年10月：令和5年度 第1回市民参加推進委員会
改定指針（案）の検討
- 令和5年10月：令和5年度 第1回市民参加推進審議会
改定指針（案）の検討
- 令和5年11月：指針見直しに伴うパブリックコメント実施
- 令和6年 1月：令和5年度 第2回市民参加推進委員会
改定指針の確認
- 令和6年 3月：令和5年度 第2回市民参加推進審議会
改定指針の決定

春日部市 市民参加と協働指針 (改訂版)

2024年(令和6年)3月発行

発行者：春日部市 市民生活部 市民参加推進課
〒344-8577 春日部市中央7丁目2番地1
TEL 048-736-1127
FAX 048-733-5516
Email sanka@city.kasukabe.lg.jp